

契 約 書（ 案 ）

1. 契 約 件 名 北海道運輸局札幌運輸支局及び北海道検査部構内除排雪作業請負契約
【単価契約】

2. 契 約 単 価 及 予 定 数 量	機 械 名（規格）	単 位	単 価（税抜き）	予 定 数 量
	除雪用ショベルローダー（1.7m ³ ）	1 台／時間		144時間
	排雪用ショベルローダー（1.7m ³ ）	1 台／時間		60時間
	排雪用ダンプ（10t）	1 台／時間		152時間

上記単価には、該当車両の運転に必要な経費一切を含むものとする。

3. 契 約 期 間 （ 契 約 年 月 日 ） ～ 令 和 8 年 3 月 31 日
4. 履 行 場 所 北海道運輸局札幌運輸支局及び北海道検査部構内
5. 契 約 保 証 金 免除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 井上 健二、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部長 浅野 透を発注者とし、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇を受注者として次の条項により契約を締結する。

（総則）
第 1 条 受注者は、本契約の条項及び仕様書に従い北海道運輸局札幌運輸支局及び独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部構内の除排雪を行い、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）
第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

（信義誠実の義務）
第 3 条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（監督）
第 4 条 発注者は、本契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に作業を監督させ、必要な指示をさせることができる。
2 受注者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（検査）
第 5 条 受注者は、作業を終了したときは、速やかに発注者に報告し、作業日報を提出して発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
2 発注者は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行わなければならない。
3 受注者は、第 1 項の検査に合格したときをもって、その日の作業を完了したものとする。

（料金の請求及び支払）
第 6 条 受注者は、前条の検査の終了後、当該月の作業時間を取りまとめ、契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算し、翌月速やかに発注者に請求するものとする。
（当該月の作業時間を取りまとめ後、1 時間未満の端数がある場合には 3 0 分以上

は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。) 。

- 2 請求金額の分担率は次のとおりとし、各々に請求書を提出するものとする。
なお、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部において切り上げて請求するものとする。

北海道運輸局	79%
独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部	21%

- 3 発注者は、受注者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請負料金を支払うものとする。
- 4 発注者は、自己の責に帰する事由により前条の約定期間内に請負料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(事情変更)

- 第7条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災、地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、協議して本契約を変更することができる。
- 3 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者、受注者と協議して書面により定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第8条 受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

- 第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
 - (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき
 - (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
 - (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
 - (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
 - (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(ト) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ハ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(フ) 受注者が、(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ト)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第10条 受注者は、前条第1号から第4号及び第6号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額（以下「契約金額相当額」という。）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当する

ものであるとき

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 受注者は、第7条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は第9条の規定による解除の場合には、発注者に対し損害賠償の請求をしないものとする。

ただし、受注者は発注者に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する請負料金を請求できるものとする。

2 第9条第1号から第4号までの規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、発注者は受注者に損害賠償を請求できるものとする。

3 発注者、受注者は、本契約の履行に関し相手方に損害を与えたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

4 受注者は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、発注者、受注者との協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第13条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者及び受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者、受注者との協議のうえ決定する。

第14条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

（ 契 約 年 月 日 ）

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 井上 健二

札幌市東区北28条東1丁目1番1号
独立行政法人自動車技術総合機構
北海道検査部長 浅野 透

受注者 ○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○
○○○○○ ○○ ○○